

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

理 事 長 輪 島 忍

姫 野 誠 一

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事に任命する

（以上 令和7年5月1日）